

地方独立行政法人広島県立病院機構使用料及び手数料規程

令和7年4月1日

法人規程第47号

第1条 地方独立行政法人広島県立病院機構(以下「法人」という。)を使用する者は、この規程の定めるところにより、使用料又は手数料を納めなければならない。ただし、法人の理事長(以下「理事長」という。)は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

第2条 使用料及び手数料の種別及び額は、別表のとおりとする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第2第6号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)及び同法別表第2第8号に掲げる助産に係る資産の譲渡等(同法別表第2第6号及び第7号イの規定に該当するものを除く。)に該当しないものに係る診療料、食事療養料及び介護料については、別表の規定にかかわらず、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)、同法第85条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額とする。

2 自動車(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第1項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第2項に規定する運行をいう。)により身体を害された者で健康保険法その他の法律の規定による療養の給付(療養費の支給を含む。)を受けないものに係る法人における使用料及び手数料の額は、前項の規定にかかわらず、診療料については、1点の単価を15円とし、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて算定した額とし、食事療養料については、理事長が定める額とする。

第3条 理事長は特別の事由により必要があると認めるときは、前条の規定による使用料のうち、入院料につき、別に20,900円以内を加算することができる。

第4条 使用料及び手数料は、使用のつど納めなければならない。ただし、理事長は、特別の事由があると認めるときは、これを後納又は分納せしめることができる。

第5条 官公署その他法人、団体等と特別の契約を結び、その従事員及びその家族の診療

を行なう場合における使用料及び手数料の額は、この規程の規定にかかわらず、理事長の定めるところによる。

第7条 法人が行なう証明、確認、認証等で公の証明となる事務(以下「証明事務」という。)のうち、特定の者にするものについては、手数料を徴収する。

第8条 証明事務手数料は、証明事務1件につき、700円を徴収する。

第9条 前条の規定にかかわらず、国、地方公共団体及びこれらに属する機関の請求により行う証明事務その他理事長が証明事務手数料を徴収することを不適當と認める証明事務については、証明事務手数料は徴収しない。

第10条 理事長は、証明、確認、認証等を申請する者に特別な事情があると認めるときは、証明事務手数料を減免することができる。

第10条 既に徴収した証明事務手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が、これを定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別		金額
1 診療	後期高齢者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下この項において「療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額。ただし、同法第64条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に100分の110を乗じて得た額
	その他の者	療養費用算定方法に定めるところにより算定した額。ただし、健康保険法第63条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定方法に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に100分の110を乗じて得た額
2 食事療養料	後期高齢者	高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規

		定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
	その他の者	食事療養費用算定基準に定めるところにより算定した額
3 介護料	訪問看護	介護保険法（以下この項において「法」という。）第41条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
	介護予防訪問看護	法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
	居宅療養管理指導	法第41条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
	介護予防居宅療養管理指導	法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
4 健康保険法第63条第2項第3号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第3号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち理事長が定めるものに係る技術料		1回576,040円以内で理事長が定める額
5 健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）に定めるところにより厚生労働大臣が定めるところにより計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料		選定療養に定めるところにより厚生労働大臣が定める者以外の者に対し、選定療養並びに健康保険法第86条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第76

	条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じて算定した点数に100分の110を乗じて得た額
6 選定療養のうち初診及び再診に係る加算料	選定療養であって初診及び再診に係るものの費用として、7,700円以内で理事長が定める額
7 ケミカルピーリング料	1回6,860円以内で理事長が定める額
8 生殖医療に関する処置のうち理事長が定めるものに係る技術料	1回285,330円以内で理事長が定める額
9 生殖医療に関する検査のうち理事長が定めるものに係る技術料	1回330,000円以内で理事長が定める額
10 生殖医療に関する保存のうち理事長が定めるものに係る技術料	1回88,980円以内で理事長が定める額
11 分べん料	1回250,000円以内で理事長が定める額
12 母乳外来利用料	1回3,580円以内で理事長が定める額
13 新生児介補料	1日6,330円以内で理事長が定める額
14 遺伝子診療のうち理事長が定めるものに係る相談料	1時間まで13,800円以内で理事長が定める額（以下この項において「1時間以内の額」という。）。1時間を超える場合は、1時間以内の額に30分を超える部分につき30分までごとに6,900円以内で理事長が定める額を加算した額
15 遺伝子診療に関する検査のうち理事長が定めるものに係る技術料	1回958,060円以内で理事長が定める額

16 遺伝子診療に関する予防的処置のうち理事長が定めるものに係る技術料		1 回 1,413,280 円以内で理事長が定める額
17 レーザー治療料		1 回 5,620 円以内で理事長が定める額
18 委託試験検査手数料		広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成 19 年広島県条例第 2 号)の別表に掲げる試験検査に相当する試験検査にあつては、同条例第 8 条第 2 項の規定により知事が定める額、その他の試験検査にあつては、療養費用算定方法を準用して算定して得た額の 100 分の 80 に相当する額に 100 分の 110 を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額
19 文書料	特別診断書	1 通 6,030 円以内で理事長が定める額
	普通診断書又は証明書	1 通 9,812 円以内で理事長が定める額
20 その他の使用料		実費を基準として理事長が定める額

備考

- この表において「後期高齢者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる者をいう。
- この表において、「訪問看護」とは介護保険法第 8 条第 4 項に規定する療養上の世話又は必要な診療の補助をいい、「介護予防訪問看護」とは同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する療養上の世話又は必要な診療の補助をいい、「居宅療養管理指導」とは同法第 8 条第 6 項に規定する療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいい、「介護予防居宅療養管理指導」とは同法第 8 条の 2 第 5 項に規定する療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。
- 診療時間外(深夜、日曜日、土曜日及び休日を除く。)に分べんした場合における分べん料は、この表の 11 の項に定める額に 1.2 を乗じて得た額とし、深夜、日曜日、土曜日及び休日に分べんした場合における分べん料は、この表の 11 の項に定める額に 1.3 を乗じて

得た額とする。

- 4 3において、「診療時間」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前5時までをいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。